

みんなの公共サイト運用ガイドライン改定に関する研究会 第1回 議事要旨

1. 日時:令和8年8月24日(月) 10:00~12:00
2. 場所: (株)電通デジタル 会議室 14V 対面・WEBのハイブリッド形式
3. 出席者:

【座長】

- ・ 山田 肇(東洋大学 名誉教授)

【副座長】

- ・ 石川 准(静岡県立大学 名誉教授)

【構成員(有識者)】

- ・ 板垣 宏明(特定非営利活動法人アイ・コラボレーション神戸)
- ・ 植木 真(株式会社インフォアクシア 代表取締役社長)
- ・ 太田 良典(ウェブアクセシビリティ基盤委員会 委員長)
- ・ 白旗 保則(グローバルデザイン株式会社 代表取締役)
- ・ 内木 英一(株式会社フューチャーイン)
- ・ 福田 健太郎(日本アイ・ビー・エム株式会社)

【構成員(地方公共団体・独立行政法人)】

- ・ 茨城県神栖市
- ・ 埼玉県川越市
- ・ 東京都
- ・ 京都府京都市
- ・ 山口県下関市
- ・ 独立行政法人 国民生活センター
- ・ 独立行政法人 国立科学博物館

【構成員(関係府省庁)】

- ・ デジタル庁
- ・ 総務省
- ・ 厚生労働省
- ・ 農林水産省
- ・ ※外務省は欠席

【事務局】

- ・ 飯村 参事官(総務省 情報流通行政局参事官室)
- ・ 若松 参事官補佐(総務省 情報流通行政局参事官室)
- ・ 株式会社電通デジタル(請負事業者)

4. 議事要旨

(1) 開会

若松参事官補佐より、定刻に伴い開会を宣言した。会議の公開、記録用録画、UDトークを用いたリアルタイム字幕表示に関する注意事項、配付資料(資料1-1から1-4)の確認が行われた。その後、総務省情報流通行政局参事官室の飯村参事官より、社会全体のデジタル化に伴うウェブアクセシビリティ確保の重要性、JIS 改正への対応方針、実務に役立つガイドライン改定への期待を込めて挨拶が行われた。

(2) 構成員自己紹介

資料1-1別紙の構成員一覧に沿って、各構成員より活動実績や本研究会への抱負について自己紹介および挨拶が行われた。

(3) 開催要綱について

- ・ 事務局(総務省 若松参事官補佐)より、資料1-1に基づき「みんなの公共サイト運用ガイドライン改定に関する研究会 開催要綱(案)」が提示された。

- **開催目的:** 高齢者や障害者を含む誰もが公的機関のホームページやウェブシステムを利用できるよう、JIS X 8341-3 の改正やデジタル庁発足に伴う関連ガイドライン等との整合性を踏まえ、現行の「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2024 年版)」を現状に即して改定するため、有識者や実務者の意見を結集する。
- **検討事項:** 運用ガイドラインの改定方針、ガイドライン自体の改定、その他公的機関のウェブアクセシビリティ対応の促進に必要な事項。
- **開催時期・方法:** 令和 9 年 3 月までに合計 7 回の開催を予定。第 1 回および第 7 回は公開形式とし、第 2 回から第 6 回は非公開(総務省ホームページ上に議事要旨を公開)。
- **飯村参事官(総務省)挨拶要約:** デジタル化が急速に進む中、高齢者や障害者を含む全ての人が支障なくウェブサイト等を利用できる「誰一人取り残されないデジタル社会」の実現に向け、公的機関のウェブアクセシビリティ確保は重要である。国際規格(WCAG 2.2)に準拠した JIS X 8341-3 の改正が控える中、本研究会にて多様な立場から実情を踏まえた率直なご意見を頂き、実務に役立つ「頼りになるガイドライン」への改定を進めたい。

(4) 座長の選任・副座長の指名

- 開催要綱に基づき、総務省情報流通行政局参事官より山田構成員が座長に指名され、構成員一同の拍手により承認された。
- 続いて、山田座長より副座長として石川構成員が指名され、こちらも満場一致で承認された。

関連する論点①「改定ガイドラインの方向性と構成のスリム化」

- **山田座長:** 183 ページある現行のガイドラインは、実務担当者が通読して理解するには膨大すぎて苦痛である。今回の改定では、本当に必要なことだけを絞り込んで書き、全体のボリュームを 5 分の 1 から 10 分の 1 程度にスリム化したい。
- **山田座長:** 組織としてのウェブアクセシビリティを推進する上で最も重要なのは、組織の長(首長など)が「組織全体として取り組む」と決意することである。副座長に指名した石川構成員は、障害者政策に最も詳しい方であり、組織的な推進を後押しするアドバイスを頂戴したい。
- **石川副座長:** ご指名に感謝する。座長の基本方針に沿って、しっかりとサポートしていきたい。現在、第 5 次障害者基本計画の中でも本ガイドラインの改定が位置付け

られている。日本のアクセシビリティ施策は、障害者政策全体の中でやや弱い部分があるため、これを機会にさらに強化していきたい。

(5) 議題

(発表・説明) 太田構成員より、JIS 改正の進捗状況について説明した。JIS X 8341-3 は 2016 年に国際規格(WCAG 2.0)との一致規格(IDT)として改正されたが、その後国際規格が「WCAG 2.2」へ改定されたことを受け、同様の内容とする改正作業をウェブアクセシビリティ基盤委員会(WAIC)等で進めている。当初は本年(2026 年)5 月に改正原案を日本規格協会(JSA)に提出する予定であったが、若干の遅れが生じ、現在は 9 月の提出を目標としている。提出後、官報での公示までに約 10 ヶ月を要するため、来年(2027 年)7 月頃に新しい JIS 規格が公示される見通しである。山田座長より、2004 年の最初の JIS 作成時はパソコン画面での閲覧のみを想定していたが、現在はスマートフォンやタブレットでの閲覧が主流であり、今回の改正では画面の回転への対応などモバイル環境を想定した新たな達成基準が加わる旨の補足説明がなされた。

ガイドライン改定の方針・目的：

事務局(総務省 若松参事官補佐)より、資料1-2に基づき改定の目的・全体方針・構成見直し案について説明。

1. 形式について:従来の PDF 版のみから、PDF 版と HTML 版を併用した提供へ変更。可読性向上のため、従来の A4 縦型から横型レイアウトに刷新する。
2. 全体構成について:実務担当職員の使いやすさを考慮し、調達・運用・改善など実業務の流れに沿って「誰が・いつ・何をするか」が参照しやすい第 1~8 章の構成へ再編。詳細な情報や用語集は HTML 版へ集約、またはデジタル庁資料等へ委ねて本文を省ページ化する。
3. 表現について:「プレインジャパニーズ」の 9 つのライティング指針(主語・述語の近接、結論先出し、簡潔な箇条書きなど)を参考に、極力専門用語を避けた取り組みやすい表現とする。デジタル庁資料との連携も考慮する。
4. ビジュアルデザインについて:一貫したトーン＆マナーに基づき、可読性の高い UD フォントの採用、色覚多様性に配慮したカラーパレットの使用(CUD 認証取得予定)、InDesign と Acrobat Pro を組み合わせたタグ付き PDF による文章構造の読み上げ、HTML 版での NVDA・VoiceOver を用いた読み上げ検証などを実施。客観性担

保のため、間嶋沙知氏 (majima design) および高田裕美氏 (株式会社モリサワ) の 2 名に監修を依頼する。

事務局より、資料 1－3 に基づき本研究会で議論予定の論点 (案) および全体スケジュールについて説明した。2025 年調査報告書の 12 項目の論点を 6 つの論点に整理し、さらに JIS 改正時期とガイドライン発行のタイムラグに関する追加論点を加えた計 7 項目について、各回で順次議論を進める。

(休憩: 10 時 30 分～10 時 40 分)

(意見交換・質疑応答)

1. 対象範囲の見直しの検討(論点①)

京都市: SNS のアクセシビリティについては、X や Facebook 等であれば一定のシステム側のフォーマットがあるため大きな問題になりにくい、LINE の「リッチメニュー」などは画像で案内することが多く、アクセシビリティがどこまで確保されているか不透明である。ホームページと比較して一歩踏み込んでガイドラインに記載を検討すべきではないか。

デジタル庁: デジタル庁の「ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」や「広報向けブック」では、SNS 発信時の配慮事項なども具体的に記載している。技術の変化に対応し、当研究会等から要望があればさらなる項目の追加も検討していきたい。

山田座長: 総務省のガイドラインとデジタル庁のドキュメントが同一内容で重複して併存するのは望ましくないため、互いに補完し合う関係にすべき。実務運用プロセスや管理体制は総務省、テクニカルな情報はデジタル庁に委ねる、という明確な役割分担が必要である。

植木構成員: JIS X 8341-3 をベースにする以上、対象は「Web ブラウザを介して提供されるウェブコンテンツ」となる。この論点の中でネイティブアプリ (スマートフォン向けアプリ) の議論が出ているが、アプリまでガイドラインの対象範囲に含めるかどうかはかなり大きな判断の分かれ目であり、慎重に定義を整理すべきである。

東京都: 東京都のアプリ内製開発を行う中でアクセシビリティ対応に取り組んでいるが、アプリはウェブと異なる特性があり、実装方法やウェブ基準との照らし合わせに悩んでいる。できれば本ガイドラインの対象範囲に含めていくのが望ましい。

山田座長: ウェブサイト本体の対応は大前提。ガイドラインにどこまで書き込むかは、ページ数が増える問題とのバランスを考慮し、今後の議論で考えていく。

2. 目指すべきゴール(適合レベルと対応度)の見直しの検討(論点②)

国立科学博物館:公式ウェブサイト全体でレベル AA 以上をクリアするのは困難である。昨年 11 月のリニューアル時には、妥協点として、トップページや来館案内(第 1・第 2 階層)など、アクセスの多い箇所から段階的にクリアしていくアプローチを採った。

太田構成員:基準を満たす「適合の宣言」をゴールと捉えるのではなく、その宣言に向けて進んでいくこと、また宣言後にさらに改善を継続して範囲を広げていく「維持・向上のプロセス(歩み)」自体をゴールとして位置付けるべきではないか。

山田座長:自治体などでは毎日新しい情報が追加されるため、構築時に 100%AA 準拠で納品されても時間経過とともに崩れてしまう。アメリカの調査でも、完全に基準を満たしている公共機関はほとんどないという現実がある。必死に頑張り続けるプロセスこそが重要。一方で、地方自治体が予算を獲得する際には、ガイドラインに明確な「基準」が書かれていることが大きな後押し(言い訳)になるという側面もある。双方のバランスを考慮した表現方法を検討したい。

デジタル庁:予算措置を要する部分と、日々のコンテンツ運用で対応できる部分にはグラデーション(段階)がある。一般に「レベル AA 準拠」と宣言するには「レベル A」の全項目クリアが前提だが、そこが誤解されやすい。実質的なアクセシビリティ向上につながる段階的な目標設定とすべき。

デジタル庁:JIS 基準を満たすことと実際に使えることは異なる。ユーザーテストなどで当事者の声を目標や期限設定にどう届けるかが極めて重要。

山田座長:利用者の声を聞きながら改善していくことは非常に重要である。

3. 取組期限の見直しの検討(論点③)

川越市:川越市では以前に示された「平成 24 年末まで」という総務省の期限目標を大きな寄り所(原動力)にして、ウェブアクセシビリティの取組を進めた経緯がある。たとえ期限に間に合わなかったとしても、具体的な期限が示されることは取り組む側にとって非常に役立つ。

福田構成員:一括での対応は難しいため、JIS 改正のタイミングも考慮し、余裕を持った期限を設けつつ、新規対応と既に対応済のサイトのそれぞれに対する段階的なロードマップの例を示すことで、各団体が取り組みやすくなると考える。

4. 試験のあり方の見直しの検討(論点④)

国民生活センター:公式ホームページは広報部門で対応できるが、他部署が所管するサブサイト等ではアクセシビリティ対応に関する認識や理解、体制に課題があり、予算の制約も相まって、対応の実務が広報に集約される課題がある。

山田座長:広報部門のみが全責任を負うのではなく、全体としてどう試験や品質確保を行う体制を作るかが課題であり、職員教育に関わる問題である。

白旗構成員:自治体ホームページのアクセシビリティレベルは、構築・リニューアルを担当する外部事業者の実力に大きく左右される。外部事業者に求める基準をガイドライン等で明確に定義すべきである。

太田構成員:JIS 試験の基準や解釈にはブレがあり、専門の第三者機関であっても解釈が異なる場合がある。そのため、「外部に頼めば 100%正しい試験ができる」とは言いきれない。ウェブアクセシビリティ基盤委員会(WAIC)としては自分たち自身で試験を行うことも認めている。自分たちで試験をすることでアクセシビリティへの理解が深まるというメリットもある。

植木構成員:試験結果は「試験を行った期間中の一時的な状態」を示すに過ぎず、その後日々の更新で崩れる可能性がある。この点について誤解されがちであるため、試験結果公表の本来の意味(試験期間の明示等)を正しく周知することが重要である。

山田座長:数千・数万ページあるサイトで、試験を行っているのは代表的な数十、数百ページに過ぎず、選ばれなかったページには問題が残っている可能性がある。試験合格が完璧を意味しない。

福田構成員:第三者試験のメリットは「職員の知識・時間不足の補完」と「公平性の担保」。デメリットは「制作方針の共有不足や解釈の相違などに由来する調整の手間」である。構築を担当した事業者が誠実に試験を行えば早くて正確な場合もある。第三者試験は選択肢として残すべきだが、一律で推奨するかどうかは慎重に検討すべき。

山田座長:自動機械チェックでは「代替テキストあり」でパスしても、代替テキストが「顔写真」のように不適切な場合は役に立たない。日常的なチェック(アップ時の確認)と、年 1 回などの定期的な全体試験の両方が必要である。

板垣構成員:ユーザーテスト(当事者検証)においては、特定の障害(例:スクリーンリーダーのユーザーのみ)に偏った検証を行うと、他の障害のある人(身体障害等)にとって使いにくくなるな

ど、偏りが生じることがある。代表的な多様な障害の当事者、さらには健常者の使いやすさも含めた「いい落としどころ」を意識した検証が必要である。

山田座長:視覚障害の中でも弱視や全盲、歪んで見える人など多様である。試験の実施体制や機械診断を含めた診断方法、自治体が一斉に発注する際の専門業者の不足など、試験の記載は重要な論点である。

5. 取組推進に関する検討(人事異動、自己評価の公表等)(論点⑤)

内木構成員:「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表(取組評価表)」の公表が約1割に留まっている理由として、団体評価の5項目のうち、指定管理者やサブサイトが未対応であるなど1つでもバツがあると、満点が取れず、低い点数を公表することへの行政機関としての抵抗感が大きい。また、市民の意見徴収や障害者団体等の声を聞く項目も未対応になりやすい。

山田座長:評価表の作成意図としては、満点を競うのではなく「今年は8点だったから、来年は10点を目指そう」という改善のための自己診断ツールであった。しかし「間違いを犯さない」という公務員の文化から批判を恐れて公表できない。批判ではなく「褒める(改善を促す)」ための仕組みとして使えるよう、書きぶりの工夫が必要。

厚生労働省:広報部門は各部局に依頼するものの、強制力がなく対応が進みにくい。また、1~2年で人事異動が発生するため、どれだけ熱心に取り組んでも異動によりノウハウがゼロにリセットされ、推進が遅れる大きな原因となっている。

植木構成員:人事異動によるリセットは、20年前から変わらない公的機関の最大のボトルネックである。

白旗構成員:最初の「CMS構築の段階」と、日々の「CMSによる更新の段階」の2つに分けて整理し、更新時の注意事項を明確にすることで、異動対策としても効果がある。

内木構成員:異動後のリセット対策として、新担当者がパッと見て理解できるガイドラインでないとギブアップしてしまう。広報担当であってもJISの内容を知らない人がほとんどであるのが実情。

山田座長:コンパクトで自分が何を行うべきかがすぐわかるガイドラインを目指す。また、現行ガイドラインに記載のある「担当職員の研修」は非常に重要であるため、ぜひ残すべき。また、ライバル自治体同士の競争意識の活用や、総務省からの表彰など「褒める」インセンティブ設計、首長名で方針を出すことによる他部署との連携強化など、前向きに取り組む仕組みを盛り込みたい。

6. アクセシビリティ評価ツール等の情報提供についての検討(論点⑥)

京都市:制作・運用事業者の実務において、「miChecker でチェックし、エラーが出なければアクセシビリティは達成できている」と誤解しているケースが非常に多い。ツールはあくまでも JIS の達成基準の一部の機械チェックしか行えない。これだけでは十分ではないと明確に示しつつ、どこまでやればよいかの切り分けや、カラーコントラストアナライザーなどの他ツール、生成 AI などによる動的ページ対応での位置付けを明確にしてほしい。

福田構成員:miChecker で実施できることは機械的なチェックに過ぎないため、その説明と共にカラーコントラストアナライザーや NVDA など他のツールの紹介、自分で試験を行う際の手順ガイドも含めた資料を提供している。チェックツールごとに評価基準や対象範囲が異なるため、複数のツールを紹介するのであれば発注側、制作側、試験側でツールが異なる場合のギャップ吸収の考え方も整理して示す必要がある。

川越市:ネットワーク分離環境にあり、miChecker が使えない自治体もある。インターネット不要のスタンドアロンツールや、人間がチェックすべき項目をまとめたチェックリストがあれば非常に有用である。

山田座長:何らかの形でツールについての案内をガイドラインに盛り込む方向で検討する。

7. JIS 改正までのガイドライン上での記載について(論点⑦)

事務局:JIS 改正時期(2027 年 7 月見込み)とガイドライン発行(2027 年 3 月予定)のズレの期間において、すでに公開しているアクセシビリティ方針の更新タイミングや必須化をどう整理すべきか。

山田座長:実務的な手続きの問題であるため、地方公共団体が困らないように配慮する。具体案が固まった段階で再検討する。

■ とりまとめ・今後の方向性

山田座長による総括：

- 本研究会で改定するガイドラインと、デジタル庁が作成している各種ドキュメント(デジタル社会推進標準ガイドライン)とが重複せず、互いに補完し合う関係に整理することが重要である。実務運用プロセスは総務省、技術解説はデジタル庁とし、双方が補完し合いながら日本のウェブアクセシビリティ向上を支える環境を整えていきたい。

- デジタル庁からも、デジタル社会推進標準ガイドラインとの整合性を取り、自治体が参照しやすいよう補足・読み換えを整理して噛み合わせを進める方向性で合意された。

■ 事務連絡

- 事務局より、9月から来年3月までの全7回の開催スケジュールおよび各回のアジェンダ案が提示され、承認された。
 - 第2回(9月): 論点①②③(対象範囲、ゴール、取組期限の検討(ワンセットで議論))
 - 第3回(10月): 改定版ガイドラインのアウトラインレビュー、論点④(試験のあり方の見直しの検討)
 - 第4回(11月): 論点⑤(取組推進に関する検討)
 - 第5回(12月): 論点⑥⑦(評価ツール等の情報提供、JIS改正までのガイドライン上での記載の検討)
 - 第6回(1月): 第2回～第5回までのレビューと、ガイドライン掲載内容の承認
 - 第7回(3月): 改定版ガイドライン完成版のレビュー、全体総括
- 次回(第2回研究会)は9月29日(火)10時から12時を予定 ※オンライン開催

■ 閉会

以上